

令和6年度 大谷場中学校部活動に係る活動方針

大谷場中学校部活動担当

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしています。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感又は悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、大谷場中学校の学校教育目標『より高く、より広く、より深く、より強く～自立・共生・錬成～』を達成するための大変意義ある教育活動の一つです。

大谷場中学校部活動に係る方針は、部活動の意義や目的を改めて確認し、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。 ※中学校学習指導要領

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待されます。

また、教員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っています。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、活動方針等を学校webへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策

(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定) 及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日<以下「週末」>という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会やコンクール、展覧会等がある場合、直前の 1 週間前は、別の期間の土・日曜日に振替の活動休止日を設定すれば、連続して土・日曜日に活動してもよい。ただし、その場合は、保護者の理解を得るとともに、生徒の負担過重にならないように配慮する。(1 週間は月曜日を始期とする)

イ 1 日の活動時間は平日 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※活動計画を立案する際は、大会等前の集中練習の位置付けを考慮して、1～2ヶ月間の範囲で、活動時間が一月当たり上限 44～50 時間以内になるようにする。

ウ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日(連続する週休日を含む)及び年末年始は、休養期間とする。

エ 朝練習の開始時間については、生徒の睡眠時間の確保、生徒を送り出す家族の負担、学校周辺の住民の方への配慮から、課業日期間中は午前 7 時 30 分からとする。

(2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

(3) 休養日の設定に当たっては、保護者の要望なども取り入れながら設定する。

また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

5 部活動 活動計画

(1) 部活動の種類と数 運動部(13)、文化部(4)

運 動 部		文 化 部
<男 子>	<女 子>	< 男 ・ 女 >
軟式野球部	ソフトボール部	吹奏楽部
サッカー部	バレーボール部	美術部
バスケットボール部	バスケットボール部	科学技術部
ソフトテニス部	ソフトテニス部	料理部
卓球部	卓球部	
剣道部	剣道部	
陸上競技部		
※水泳、柔道、新体操、硬式テニス (学校での活動・創部はないが、該当生徒がいる場合引率顧問を設ける)		

(2) 活動日時

ア 平日

- ・活動曜日 月・火・水・木・金（1日以上の休養日を設定）※朝練習は7:30以降
- ・活動時間と下校時刻（顧問は終了確認、下校指導を行なう）

月	活動時間	完全下校時刻	月	活動時間	完全下校時刻
4	～17:50	18:00	10	～17:50	18:00
5	～17:50	18:00	11	～17:20	17:30
6	～17:50	18:00	12	～17:05	17:15
7	～17:50	18:00	1	～17:05	17:15
8	～17:50	18:00	2	～17:20	17:30
9	～17:50	18:00	3	～17:50	18:00

イ 休日

- ・土曜日、日曜日のうちいずれかの1日以上の休養日を設定する。
- ・校外で活動をする場合は、当該校長へ「引率届」を提出する。

ウ 長期休業中

- ・学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始は休養期間とする。ただし、直近に大会がある場合は、活動日について生徒・保護者の理解を得たうえで設定する。

エ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、4（1）の休養日数と同数以上になるように設定する。

(3) 部活動年間計画表

	1 学期	2 学期	3 学期
主な日程	<ul style="list-style-type: none">・1年生仮入部・部活動入部届提出・部活動保護者会（各部毎）・さいたま市民の日 5月1日（月）・市学校総合体育大会 6月1日（土）～・夏季休養期間 8月10日（土）～ 8月19日（月）・夏季交流大会（各種目毎）	<ul style="list-style-type: none">・市新人体育大会 9月25日（水）～・駅伝競走大会 10月22日（火）・埼玉県民の日 11月14日（木）・冬季大会（各種目毎）・冬季休養期間 12月27日（金）～ 1月3日（金）	<ul style="list-style-type: none">・冬季大会 各種大会 等

6 その他

- (1) 定期テスト前の部活動停止期間は、7日前からとし、テスト最終日までとする。
- (2) 生徒の安全を第一に考え、事故発生時を想定した対応まで、万全な体制づくりを行う。
- (3) 学校事故発生時の対応は、「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理マニュアル作成指針」に準じる。
- (4) 転部・退部については、生徒・保護者・顧問（転部先の新顧問）・担任等で話をしてから手続きを行う。手続き用紙については各学年の部活動担当より配布する。